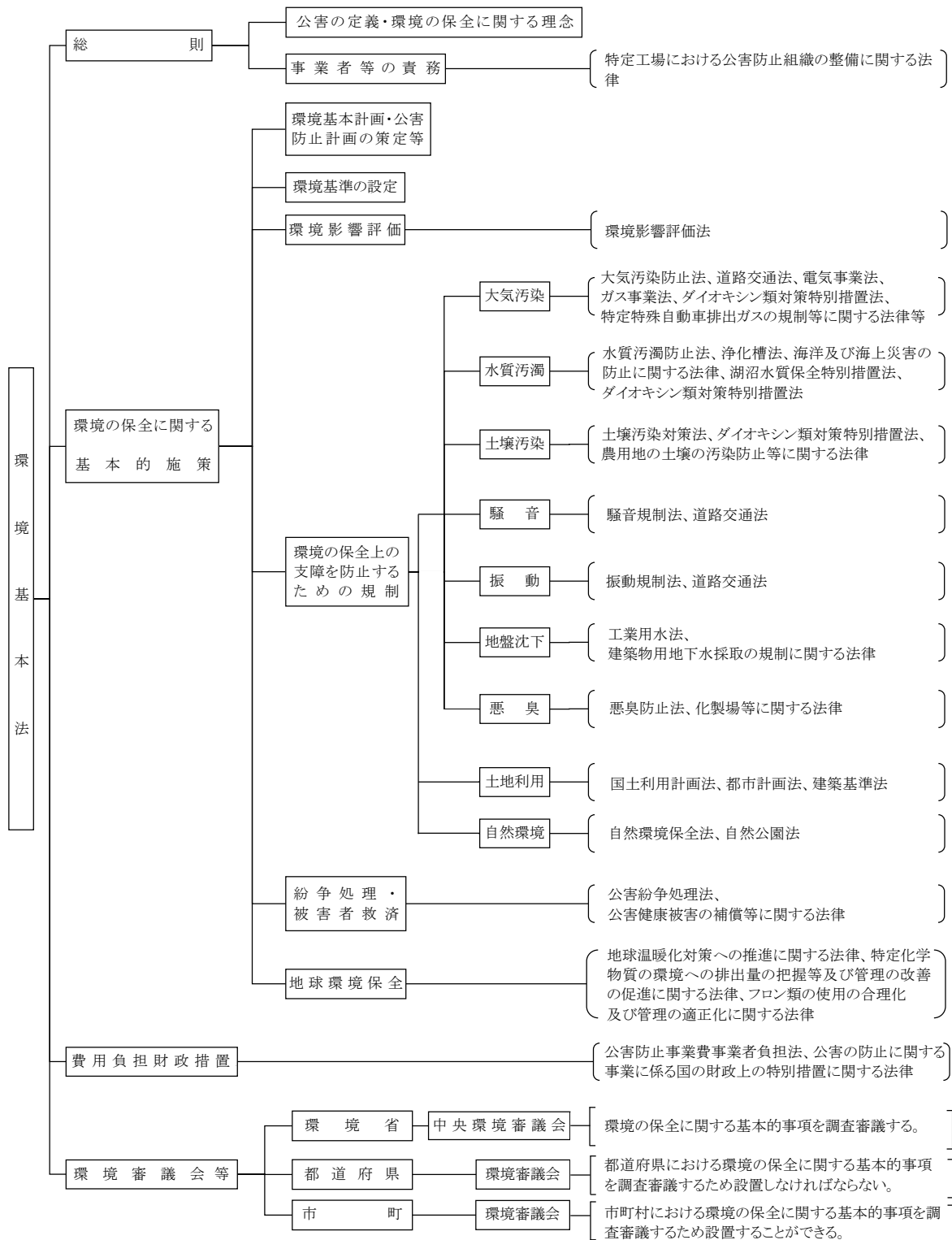


I 法規制の概要

第1 環境関係法令の体系

環境関係法令は、環境基本法を根幹法令に次のように体系づけられています。



第2 環境基本法の概要

1 制定の経緯

公害対策基本法や自然環境保全法の制定により、かつての激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全については、相当な成果を得たところですが、今日の環境問題に適切に対処し、環境の恵沢を現在及び将来の国民が享受していくためには、これらの問題対処型の法的枠組みでは十分ではありません。そこで、環境保全に関する各般の施策を総合的・計画的に進めていくため、環境基本法が制定され、平成5（1993）年11月19日から施行されました。

2 総則

(1) 目的（法第1条）

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となることを定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(2) 定義（法第2条）

① 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。

② 地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

③ 公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(3) 基本理念

① 環境の恵沢の享受と継承等（法第3条）

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等（法第4条）

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

③ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進（法第5条）

地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(4) 各主体の責務

① 国（法第6条）

基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

② 地方公共団体（法第7条）

基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

③ 事業者（法第8条）

・基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

・基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正処理が測られるような必要な措置を講ずる責務を有する。

・前二項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

・前三項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

④ 国民（法第9条）

・基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

・前項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 環境の保全に関する基本的な施策

(1) 環境基本計画（法第15条）

政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。（同条第1項）

(2) 環境基準（法第16条）

政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。（同条第1項）

4 国が講ずる環境の保全のための施策等

(1) 環境影響評価の推進（法第20条）

国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 環境の保全上の支障を防止するための規制（法第21条）

国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

(同条第1項)

- ① 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
- ② 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置
- ③ 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- ④ 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- ⑤ 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

(3) 公害に係る紛争の処理及び被害の救済（法第31条）

- ・国は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- ・国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第3 環境森林事務所等の長への事務委任

知事の権限については、栃木県事務決裁及び委任規則により、以下のとおり環境森林事務所等の長に事務委任されており、工場・事業場に係るすべての事務を環境森林事務所等の長が行います。

○ 大気汚染防止法に基づく次の事務

- (1) 第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項並びに第18条の29第1項及び第18条の30第1項の規定による届出の受理
- (2) 第9条、第17条の8、第18条の8及び第18条の31の規定による計画の変更又は廃止の命令
- (3) 第10条第2項(第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定による実施の制限期間の短縮
- (4) 第11条、第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- (5) 第14条第1項、第17条の11、第18条の11及び第18条の29第2項の規定による改善命令及び一時停止命令
- (6) 第17条第3項の規定による措置命令
- (7) 第18条の4の規定による基準適合命令及び一時停止命令
- (8) 第18条の15第6項の規定による報告の受理
- (9) 第18条の18の規定による命令
- (10) 第18条の21の規定による作業基準適合命令
- (11) 第18条の21の規定による一時停止命令
- (12) 第18条の34第1項の規定による改善勧告
- (13) 第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (14) 附則第10項の規定による勧告
- (15) 附則第11項の規定による報告の徴収

○ 水質汚濁防止法に基づく次の事務

- (1) 第5条、第6条第1項、第7条、第10条、第11条第3項、第14条の2第1項から第3項の規定による届出の受理
- (2) 第8条の規定による計画変更又は計画廃止の命令
- (3) 第9条第2項の規定による実施の制限期間の短縮
- (4) 第13条第1項、第13条の2第1項及び第13条の3第1項の規定による改善命令及び一時停止命令
- (5) 第13条の4の規定による指導、助言及び勧告
- (6) 第14条の2第4項の規定による事故時の応急措置命令
- (7) 第14条の3第1項及び第2項の規定による浄化措置命令
- (8) 第22条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施

○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく次の事務

- (1) 第12条第1項、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定による届出の受理
- (2) 第15条の規定による計画の変更及び廃止の命令
- (3) 第16条の規定による措置命令
- (4) 第17条第2項の規定による実施の制限期間の短縮
- (5) 第18条及び第19条第3項の規定による届出の受理
- (6) 第22条第1項の規定による改善命令及び一時停止命令並びに同条第3項の規定による措置命令
- (7) 第23条第2項の規定による通報の受理
- (8) 第23条第3項の規定による措置命令
- (9) 第28条第3項の規定による報告の受理
- (10) 第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

○ 土壌汚染対策法に基づく次の事務

- (1) 第3条第1項の規定による報告の受理等
- (2) 第3条第3項の規定による通知
- (3) 第3条第4項の規定による報告命令等
- (4) 第3条第5項の規定による届出の受理
- (5) 第3条第6項の規定による確認の取消し
- (6) 第4条第1項の規定による届出の受理
- (7) 第4条第3項の規定による調査命令
- (8) 第5条第1項の規定による調査命令
- (9) 第7条第1項の規定による汚染除去等計画の提出の指示
- (10) 第7条第2項の規定による汚染除去等計画の提出命令
- (11) 第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理
- (12) 第7条第4項の規定による汚染除去等計画の変更命令
- (13) 第7条第5項の規定による短縮後の期間の通知
- (14) 第7条第8項の規定による汚染の除去等の措置命令
- (15) 第7条第9項の規定による報告の受理
- (16) 第12条第1項から第4項までの規定による土地の形質変更の届出の受理
- (17) 第12条第5項の規定による計画変更命令
- (18) 第14条第1項の規定による申請書の受理
- (19) 第14条第4項の規定による報告の徴収等
- (20) 第16条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び認定
- (21) 第16条第4項の規定による措置命令
- (22) 第19条第1項の規定による措置命令
- (23) 第20条第6項の規定による届出の受理
- (24) 第54条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収等

○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく次の事務

- (1) 第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)及び第6条の2第2項の規定による届出の受理
- (2) 第10条の規定による解任命令
- (3) 第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施

○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく次の事務

- (1) 第17条の規定による指導及び助言(所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。(2)から(16)までにおいて同じ。)
- (2) 第18条の規定による勧告、公表及び命令
- (3) 第27条第2項(第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理
- (4) 第28条(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿への登録等
- (5) 第29条第1項(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否
- (6) 第29条第2項(第30条第2項、第31条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (7) 第31条第1項の規定による変更の届出の受理
- (8) 第32条の規定による登録簿の閲覧
- (9) 第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理
- (10) 第34条の規定による登録の抹消
- (11) 第45条第4項の規定による報告の受理
- (12) 第47条第3項の規定による報告の受理
- (13) 第48条の規定による指導及び助言
- (14) 第49条の規定による勧告及び命令
- (15) 第91条の規定による報告の徴収
- (16) 第92条第1項の規定による立入検査
- (17) 第93条第2項の規定による資料の送付その他協力依頼

○ 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく次の事務

- (1) 第7条から第9条、第18条、第24条及び第49条第2項の規定による届出の受理
- (2) 第10条及び第11条第3項の規定による届出の受理
- (3) 第12条の規定による計画変更又及び廃止の命令
- (4) 第13条第2項の規定による実施の制限期間の短縮
- (5) 第16条及び第22条の規定による改善命令又は一時停止命令
- (6) 第17条第1項及び第23条第1項の規定による勧告
- (7) 第17条第2項及び第23条第2項の規定による措置命令
- (8) 第49条第3項の規定による措置命令
- (9) 第65条の規定による報告の徴収
- (10) 第66条第1項の規定による立入検査

○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく次の事務

- (1) 第18条第1項の規定による技術基準適合命令
- (2) 第28条第2項の規定による指導及び助言
- (3) 第29条第2項の規定による報告徴収
- (4) 第30条第2項の規定による立入検査

環境森林事務所等の連絡先

名 称	所在地・電話番号	担 当 区 域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	日光市瀬川51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市 日光市
県東環境森林事務所 環境部環境対策課	真岡市荒町116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	大田原市本町2丁目2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	佐野市堀米町607 TEL 0283-23-4445	足利市 佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-22-4309	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町

第4 宇都宮市長の権限による事務

宇都宮市に所在する工場・事業場に係る次の法律に関する事務は、中核市である宇都宮市長が行います。

- ・ 大気汚染防止法（法23条に定める緊急時の措置に関する事務を除く）
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例

また、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、次の法律に関する事務も宇都宮市長が行います。

- ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）